松江市（島根）コミュニティバス運行業務委託

基 本 仕 様 書

令和 8 年 10 月

松江市まちづくり部 交通政策課

【松江市（島根）コミュニティバス運行業務委託】

基　本　仕　様　書

この基本仕様書は、松江市（以下「発注者」という。）が委託する「松江市（島根）コミュニティバス運行業務委託」（以下「本業務」という。）に係る概要を示すものであり、本業務に係る軽微な事項は、本書に記載のない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる業務については、この仕様の範囲内として実施するものとする。

1　案件名（プロポーザル）

松江市（島根）コミュニティバス運行業務委託

2　業務の目的

松江市島根町地内及び島根線（マリンプラザ前～松江駅・川津）の路線バス撤退による廃止代替として、また、このことで生ずる交通空白地域における住民の通院や買い物、あわせて高校生等の通学や通勤といった、地域住民の生活交通手段の確保を目的として、道路運送法第 79 条（自家用有償旅客運送）により登録を受け島根コミュニティバスの運行を行うものとする。

3　委託期間

契約の締結日から令和 11 年 3 月 31 日（土）とする。

ただし、履行期間は令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 11 年 3 月 31 日（土）までとする。

4　業務内容

本業務については、道路運送法第 78 条及び 79 条（自家用有償旅客運送）に定められる諸条件及びこれに係る関係法令等（通達）のすべての事項を遵守するとともに、「松江市コミュニティバスの運行に関する条例」に基づき運行するものとする。また、次に掲げる業務を専任の運転手、運行管理者、整備管理者を配置し遂行するものとする。

（1）運行区域は、松江市島根町地内及び鹿島町上講武、西持田町、西川津町、北陵町地内とし、詳細は別添 1「島根コミュニティバス路線図」のとおりとする。

（2）運行時刻は、別添 2「島根コミュニティバス運行時刻表」のとおりとし、あわせて停留所間粁程及び所要時分については、別添 3「停留所間粁程図・時分程図」のとおりとする。

（3）運行路線及び運行系統並びに運行便数については、別添 4「運行路線及び運行系統並びに運行便数」のとおりとする。

(4) 運行日数については、下記のとおりとし、詳細は別添 5「運行予定表」のとおりとする。

≪令和 9 年度≫

運行区分	運行日数	適　　用
平日運行	243 日	
土日祝運行	118 日	・お盆の 3 日間含む
年末運行	2 日	・年末（12/30～31）土日祝運行
年始運行	3 日	・年始（1/1～1/3）は正月ダイヤで運行
合　計	366 日	

≪令和 10 年度≫

運行区分	運行日数	適　　用
平日運行	241 日	
土日祝運行	119 日	・お盆の 3 日間含む
年末運行	2 日	・年末（12/30～31）土日祝運行
年始運行	3 日	・年始（1/1～1/3）は正月ダイヤで運行
合　計	365 日	

(5) 運賃の収受と回数乗車券・定期乗車券の販売

1）運賃は、別添 6「料金の取り扱いについて」に従って収受するものとする。

2）回数乗車券・定期乗車券の販売

ア　回数乗車券及び定期乗車券は、利用者からの購入申し込みがあった場合に別添 6 に従い受注者が販売するものとする。

イ　販売に必要な回数乗車券､定期乗車券の台紙については､発注者が準備するものとし､受注者の請求により発注者が支給するものとする。

3）運賃、回数券・定期券販売代金の管理と振込

ア　運賃（現金・回数券・定期券）の収入は、発注者の運賃収入とし、日々厳重に管理するとともに、運賃収入（現金・回数券・定期券収入）は、おおむね 7 日ごとに指定した様式により発注者へ振込まなければならないものとする。

イ　受注者は、回数券・定期券の金券の管理にあっては販売管理台帳や在庫管理台帳を作成するものとし、受注者が発注者へ回数券・定期券の台紙等を請求する場合にあっては当該各管理台帳を発注者へ提出するものとする。

ウ　運賃として回収した回数券（使用済み）については、日々の利用実績を集計、確認したうえで、再利用されることのないよう受託者の責任において確実な廃棄処分を行うものとする。

エ　定期券については、販売管理台帳等に実績を集計したうえで、発券した当該月ごとに控えをまとめ月次請求の際に発注者へ提出するものとする。

5　提出書類等

本業務は、道路運送法第 78 条及び第 79 条（市町村自家用有償旅客運送）に定められる諸条件、同法施行規則及びその他の関係諸法令等（通達）において定められる要件等及び松江市コミュニティバスの運行に関する条例を遵守し業務を遂行するものとする。あわせて発注者が下記に定める事項について発注者へ提出しなければならないものとする。ただし、別添様式第 4 号から 7 号については、契約候補者となり契約を締結した後、運行開始の 10 日前までに発注者へ提出し、承認を受けなければならないものとする。

（1）会社概要

受注者は、本社、営業所、車庫等の位置、所属する従業員数及び保有する車両数（営業用、その他の別)、また、過去 3 年間の事故発生状況及び公共機関より運転業務に係る受託状況等を記載した別紙様式第 1 号「会社概要書」を提出するものとする。

（2）運行管理・整備管理の体制等

1）運行管理・整備管理の責任及び運行管理・整備管理に係る指揮命令系統、緊急時（事故処理）連絡体制、苦情処理体制を記載した別紙様式第 2 号「運行管理・整備管理の体制」を提出するものとする。

2）厳正な運行管理（対面点呼）及び車両管理を行うため、別紙様式第 3 号「運行管理本拠の位置と点呼実施の場所」を提出すること。

あわせて、下記に示す事項による厳正な運行管理実施のために、受託事業者の本業務専用となる「業務点呼簿（業務前、中間、業務後点呼）」を提出するものとし、次の事項について確認できるものでなければならないものとする。

≪基本的な事項≫

日付、運行区分、天候、月間又は週間目標、指示事項、点呼執行者、業務前点呼確認事項、業務後点呼確認事項、アルコール検知器の状況、緊急連絡先、その他必要な事項等

≪乗務に係る事項≫

区分又は仕業番号、車輌番号、乗務員氏名、出勤場所・時刻、出庫点呼の方法・場所、出庫時刻、出庫時の確認事項、始発行先、帰庫・入庫時刻、帰庫時の確認事項、帰庫点呼の方法・場所、退勤場所・時刻、その他必要な事項等

（3）運行管理及び整備管理

1）本業務の運行管理者（補助者）として就任を承諾した旨の別紙様式第 4 号「運行管理者（補助者）就任届出書」を提出するものとする。なお、運行管理者資格証の写し又は道路運送法施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることの資格証の（写）を添付しなければならないものとする。

2）整備管理者（補助者）としての就任を承諾した旨の別紙様式第5号「整備管理者（補助者）就任届出書」を提出するものとする。なお、整備管理者としての要件を備えていることを証する資格等の（写）を添付しなければならないものとする。

（4）運転者（運転手）

1）本業務に係る運転手については、受託者が雇用する専任の運転手を配置するとともに、別紙様式第6号「運転者就任（予定・追加）届出書」に運転免許証及び雇用保険の（写）等を添付し提出しなければならないものとする。また、安全の確保の観点から、受注者が主たる雇用主として雇用保険に加入する者を専任しなければならない。なお、該当する2種運転免許を有していない者にあっては、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付しなければならないものとする。

2）安全な輸送の確保を行うために備え付けが定められている別紙様式第7号「乗務員台帳」に運転経歴又は記録証明書(過去1年以内)、適性診断票(過去3年以内)に交付された（写）を添付し提出すること。

6　付帯事項等

（1）本業務の運行状況について適宜報告するものとし、島根コミュニティバスの運行に必要となる調整を図るものとする。

（2）受注者は、発注者が指定する様式により、利用状況調査報告書（日別、系統、便別、乗車場所別、島根小中・高校生・一般の利用者別）を1か月ごとに作成、当該月の乗務員点呼簿を添付し、翌月の7日（年度末は発注者が指定する日）までに報告すること。また、乗務報告書及び運行前点検表もあわせて提出するものとする。

（3）運行管理者

1）島根コミュニティバス運行に係る運行管理は、自家用有償旅客運送に基づく道路運送法第79条及び同法施行規則第51条、松江市コミュニティバスの運行に関する条例、その他関係法令（通達）を遵守し、運行管理者を3名以上選任し、輸送の安全及び旅客の利便の確保をするとともに、同法を遵守し、これに定められた用件を満たし、安全運行の確保に務めるものとする。なお、本業務の遂行時（拘束時間内）は、運行管理本拠（点呼）の位置において厳正なる運行管理に従事するものとする。

2）厳正なる点呼、確実な対面点呼を実施することにより、適切な運行管理を行うものとする。なお、上記5.（2）≪基本的な事項≫及び≪乗務に係る事項≫について確実に実施すること。(特に安全な輸送の確保のための指示事項、健康状態、車両及び道路に関する事項並びに飲酒等の確認)

3）運行管理者は、その職務遂行上に必要な知識及び実務については、運輸支局長の行う研修（自動車事故対策機構の行う講習を含む）を受け、日常の職務に必要な知識、技能の修得に努めるものとし、受講証明（写）を提出しなければならないものとする。

(4) 整備管理者

1) 道路運送車両法第 47 条に基づき整備管理者を 3 名以上選任し、管理車両使用の本拠の位置に常時 1 名を配置して配置管理車両の車両管理を行い、点検整備に関する管理・責任体制を確立し、管理車両の安全な運行の確保に務めなければならない。

2) 整備管理者は、運行前点検、定期点検、臨時の整備、記録の管理など、関係諸法令に定められた職務を厳正に遂行するとともに、車両の安全確保に万全を期すものとする。なお、下記管理車両について、１日１回その運行の開始前において、同法の規定による日常点検を実施するものとする。

≪管理車両及び使用の本拠の位置≫

No.	管理車両	乗車定員	使用の本拠の位置
1	三菱ふそう ローザ	29（22）	松江市島根町加賀 1414（予定）
2	三菱ふそう ローザ	29（20）	松江市島根町加賀 1414（予定）
3	三菱ふそう 小型バス	33（15）	松江市島根町加賀 1414（予定）
4	トヨタ自動車　ハイエース	14	松江市島根町加賀 1414（予定）
5	日野自動車 リエッセ	29（29）	松江市島根町加賀 1414（予定）

※ただし、上記車両が修繕等により使用できない場合は、双方協議のうえ、発注者所有の代替車両にて運行するものとする。

(5) 受注者は本業務の運転者に対し、乗務員研修を年 2 回以上実施するものとし、安全運転講習や接遇研修等を実施しなければならないものとする。また、本業務の運転手となるもののうち、自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる傷害が生じた事故を引き起こした者又は発注者が重大な過失による事故であると認めた事案、運転者として新たに雇入れた者及び高齢者（65 歳以上の者）運転手に対して、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項の規定による特別な指導を行い、国土交通大臣が認定する適正診断を受診させること。なお、本業務に係る運転手は 3 年に 1 回、国土交通大臣が認定する適正診断を受診させること。

(6) 道路運送法、同法施行規則及び旅客自動車運送事業運輸規則並びに松江市コミュニティバスの運行に関する条例、その他関係諸法令に基づく緊急時連絡体制、運行管理体制、整備管理体制、苦情処理簿、運転手台帳（運転経歴又は記録証明書「年１回更新」を含む）、運転基準図等の義務付けられているものについて備え付けること。また、発注者が必要とし、関係書類の提出を求めた場合は、本書の閲覧及び当該書類の提出又は写しを提出すること。

(7) 事故（対人、対物、自損）、異常気象、災害について

1) 事故（対人、対物、自損）、異常気象時、災害等により運行の変更を伴う事象が発生したときは、緊急連絡体制に基づき、次に掲げる手順により発注者へ報告すること。

ア　第一報：事故等発生後、直ちにその状況及び概要を報告すること。

イ　続報：第一報の後、判明した事項及び対応策等について、随時報告すること。

2）前項の事故（対人、対物、自損）、異常気象時、災害等の発生に係る報告書を作成し、速やかに発注者に提出すること。

3）受注者は異常気象時や災害発生時等は、安全確保のため運行路線の状況を確認するものとする。なお、運行に支障をきたす恐れがあり、運休や迂回運行等の判断をする場合は、その状況及び判断根拠を明示し、直ちに発注者へ報告すること。また、異常気象時における報告については、運行管理上、安全な運行の確保のため区域内の主要幹線の状況を確認するとともに、運行に支障をきたし、運休や迂回運行等の判断をする場合は、午前 6 時の時点における状況等の根拠を明示し、報告しなければならないものとする。運休となった場合でも、道路状況が改善した場合、運行を再開す可能性があるため、運行管理本拠の位置で待機するものとする。

（8）別添 2 の「島根コミュニティバス運行時刻表」については、現段階での運行予定時刻であり、市内路線バスのダイヤ改正等によっては、接続（乗継）の時分を考慮し、運行時刻を変更する場合があるものとする。

（9）路線バスとの乗り継ぎ

発注者が指定する停留所における路線バス等からの乗り継ぎについては、確実な乗り継ぎを実施するものとし、路線バスがやむを得ない事由により、遅延が生じた場合にあっては、この限りではないものとする。ただし、路線バス等との最終便（島根コミュニティバス）の接続に限り、接続地（始発又は接続バス停）の運行時刻より最大 10 分間の接続待ちを行い、最終便を運行しなければならないものとする。なお、すでに乗車されている乗客に対しては、最終便の接続待ちを行う旨の案内を丁寧に行い、理解を得るよう努めなければならないものとする。

（10）バス停上屋・標識の管理

1）発注者が所有するバス停上屋・標識について、本業務の履行期間中において受注者へ無償貸与するものとし、受注者は当該物件に係る維持管理（簡易的な修繕等含む）を行うものとする。また、時刻表の管理についてもあわせて行うものとする。

2）台風等（強風時）の影響により、設置するバス停標識が第三者に危害を及ぼす恐れがある場合にあっては、事前にロープ等を使っての補強や置石型バス停を横に倒すなど、物件によって適切な措置を講じなければならないものとする。

3）受注者は、履行期間中に、運行時刻の変更が生じた場合にあっては、新旧時刻表の貼替を行うものとする。

（11）苦情に対する対応

受注者が定める「苦情の処理に係る体制」に基づき、利用者等からの苦情、意見、質問等には、誠意をもって親切・丁寧に対応しなければならないものとする。

（12）受注者は、次に掲げる会議・事業等への積極的な参加、協力しなければならないものとする。

1）コミュニティバス利用促進協議会やスクールバス事前定例打合せ会（バス会）等に運行事業者の参加が必要となった場合には、発注者の要請により、受注者も会議等に参加しなければならないものとする。

2）発注者が島根県松江警察署と結んだ、「安心で安全な『県都まつえ』を実現するための協定」に基づき実施する活動に協力しなければならないものとする。

3）上記 2）に関連し、島根県警察本部が示す「子供 110 番の家」対応マニュアルに示された、地域ぐるみで子供の安全を守るボランティア活動に協力しなければならないものとする。

（13）乗降調査について

受注者は、発注者より各便の乗降調査等を依頼された場合は、これに協力すること。

7　その他の事項

（1）自然災害や積雪等及びその他受注者の責めによらない事由により、運行区間の全部又は一部の運行が不能な場合、あるいは災害等が生じる恐れがあるときは、受注者（運行管理者）は発注者に連絡し発生の状況について報告、協議を行うとともに、状況に応じた適切な処置（対応）を行うものとする。なお、この発生状況、処置（対応）等を記載した「報告書」を速やかに提出すること。

（2）発注者は、本業務の実施・処理状況について随時立入調査をし、必要な報告を求めるとともに、監査することができるものとする。また、運行業務の実施状況について、要件等が満たされていない場合にあっては、必要に応じて業務改善命令や指示等ができるものとする。

（3）運行時刻表に従い、発注者が指示する乗降場所において、確実な乗降扱いを行うものとし、特に降車後の利用者の安全の確保に注意を払うこと。

（4）受注者は、本業務の実施中に事故等が生じたときは、負傷者の救護を最優先し救急要請等の処置を行うこと。あわせて他の車両等による二重事故の防止等のための安全な確保を行い、速やかに発生状況（負傷者の有無）を最寄りの警察署へ連絡し指示に従って行動すること。その後、運行管理者へ報告、受注者は発注者に対し報告、協議するとともに事故の対応にあたるものとする

（5）発注者は、管理車両にかかわる自動車保険の対象となる対人（相手方、搭乗者）、対物に係る事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う費用を負担する。

(6) 事故の発生が受注者（運転者）の責めに帰すべき理由（前項にかかわる対人、対物事故を除く。）により、発注者が所有する物（車両、施設等）又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害に係る賠償責任を受注者が負うものとする。なお、発注者に損害を与えたときは発注者と協議のうえこれを定め、第三者に損害を与えたときは受注者と第三者間で協議し決定するものとする。

(7) 発注者は上記 (5) を担保するため管理車両について自動車保険「全国市有物件共済会（対人・対物)」契約を締結する。ただし、管理車両を運転中にて発生した交通事故による運転手の人身事故については、発注者は自動車損害賠償保険（自賠責）の範囲内のみでの保証とする。よって受注者の責任において運転手に対し交通傷害保険（無制限）等に加入し、発注者が加入する自賠責保険以上にかかる補償については、受注者の責任において負わなければならないものとする。

(8) 契約候補者となり、本契約の締結後には、上記 5「提出書類等」(3) 及び (4) に掲げるものの他、発注者が必要とする添付書類等について、運行開始 10 日前までに提出しなければならないものとする。なお、この別紙様式については、契約候補者となった場合に提出するものとする。
また、自家用有償旅客運送の登録（更新）にあたり、発注者から必要書類の提出依頼があった場合、受注者は 1 か月以内に提出しなければならない。

1）別紙様式第 4 号　運行管理者（補助者）就任届出書
≪添付書類等≫
・運行管理者又は運行管理補助者の資格者証（写）を添付
・運輸支局長の行う指導講習の修了の証明（写）を添付

2）別紙様式第 5 号　整備管理者（補助者）就任届出書
≪添付書類等≫
・整備管理者資格者証の（写）を添付　※選任前研修修了証等
・整備管理者選任後研修受講確認書の（写）を添付

3）別紙様式第 6 号　運転者就任（予定・追加）届出書
≪添付書類等≫
・運転免許証（写）
・雇用保険被保険者証（写）

4）別紙様式第 7 号　乗務員台帳
≪添付書類等≫
・運転経歴又は記録証明書（写）※R9/4/1 時点で 1 年以内のもの
・適性（初任・適齢）診断（写）※R9/4/1 時点で 3 年以内のもの

8　本業務委託に係る一式の合計額

(1) 見積は、島根コミュニティバス運行業務（平日運行、土日祝運行、年末・年始運行）に係る人件費（運転手、運行管理者、整備管理者、事務員等)、一般管理費、その他の経費、上記 6. 付帯事項等及び 7. その他の事項に係る経費のほか、この業務に係る全ての経費一式（2 ヶ年分）の合計額（税込）とする。ただし、見積額には車両に係る経費、燃料油脂費、施設使用料等は含まないものとする。

(2) この見積の提出に合わせ、上記に示すそれぞれの経費ごとを積算した様式第 5 号「経費内訳書」を提出しなければならないものとする。なお、見積書の額と経費内訳書の合計額は一致しなければならないものとする。

9 請求及び支払

(1) 各月の委託料（税込）の支払いは、契約金額 2 ヶ年分を月割に分割し、当該月分の委託料を支払うものとする。ただし、計算額に千円未満の端数が生じる場合は、年度の最終月にこれを精算して支払うものとする。

(2) 受注者は、委託料の請求を行うときは、発注者が指定する様式により上記 6（2）に掲げる「利用状況調査報告書」「乗務員点呼簿」に運行前点検簿と乗務記録を添付し担当課へ提出するものとし、この検査に合格したのち書面をもって行うものとする。

(3) 発注者は当該月分の委託料について、受注者の請求を受理したときは、その日から 30 日以内に請求された委託料を受注者に支払うものとする。

10 再委託の禁止

本業務の履行を第三者に委託し、又はその一部を請け負わせてはならないものとする。

11 個人情報の保護

受注者は、この契約による個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

12 協議事項

この基本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上実施するものとする。

13 問い合わせ先

松江市まちづくり部交通政策課コミュニティバス係
〒690-8540 松江市末次町 86 番地
電話番号 ： 0852－55－5370
FAX 番号 ： 0852－55－5915
メ ー ル ： kotsu@city.matsue.lg.jp

〔別記〕　　個人情報取扱特記事項　　（委託用）

（基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３条　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（適正な維持管理）

第４条　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　受注者は、この契約による業務の責任者及び従事者（以下この項において「責任者等」という。）を定めるとともに、責任者等の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、書面により発注者に報告するものとする。

（個人情報の持出しの禁止）

第５条　受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第６条　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第７条　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（第三者への委託等の準用）

第８条　この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

（従事者に対する監督・教育）

第９条　受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するととも

に、その監督を行うものとする。

（複写又は複製の禁止）

第 10 条　受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第 11 条　受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

（資料等の廃棄）

第 12 条　受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

（調査）

第 13 条　発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、必要に応じ、実地検査により確認することができる。

（事故報告）

第 14 条　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

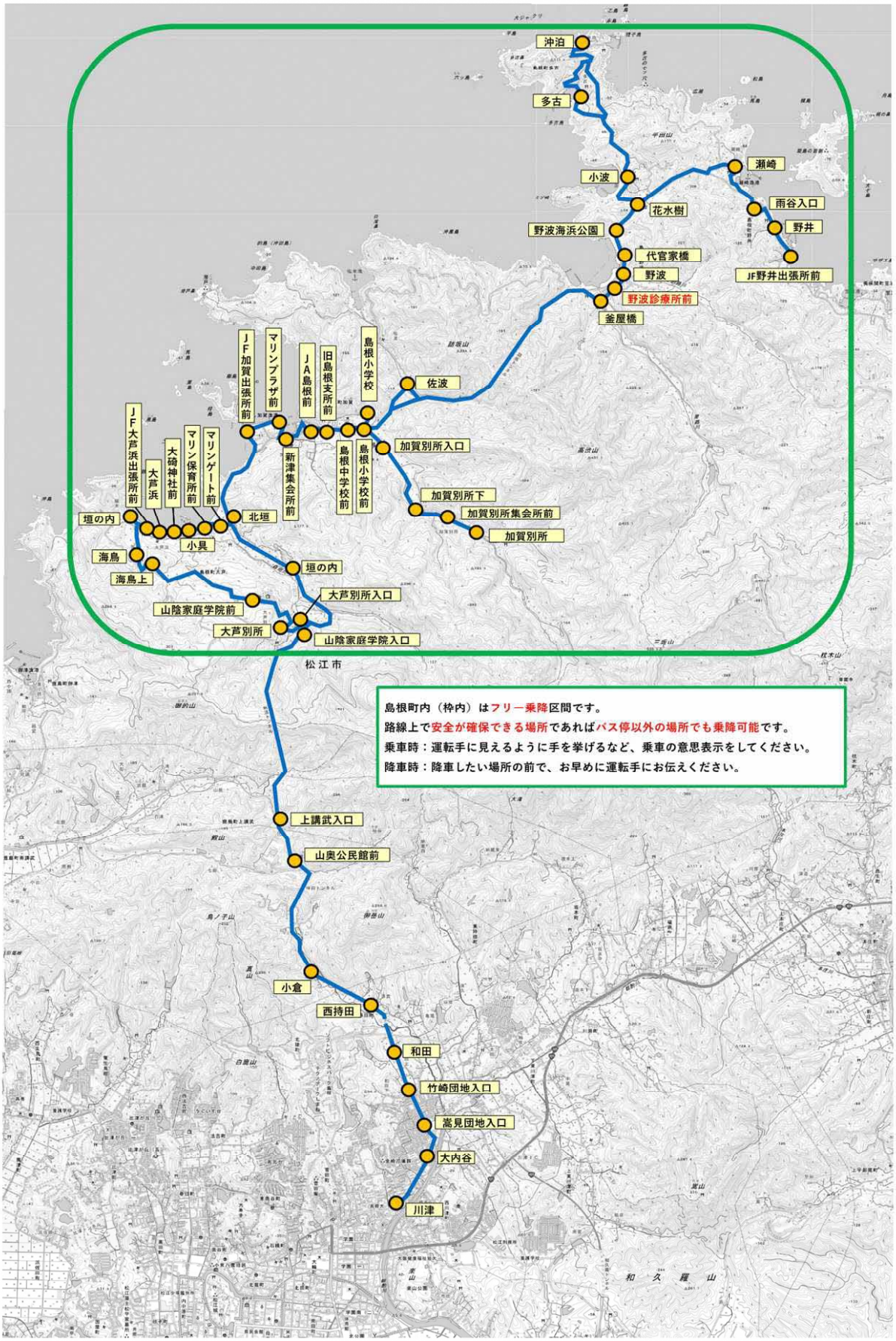
（事故発生時の責任）

第 15 条　受注者は、個人情報の漏えいにより発注者及び第三者に損害を与えた場合、その損害額等について協議のうえ、この契約及び特記事項の解除の有無にかかわらず、この契約の定めに従い、責任を負うものとする。

（改善）

第 16 条　発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。

別添1 島根コミュニティバス路線図



別添２ 島根コミュニティバス運行時刻表

島根コミュニティバス時刻表

令和8年4月1日改正

【平日運行】

● 川津方面行

バス停	沖泊	多古	小波	JF野井出張所前	野井	雨谷入口	瀬崎	沖泊	多古	小波	花水樹	野波海浜公園	代官家橋	野波	※野波診療所前	釜屋橋	佐波	加賀別所	加賀別所集会所前	加賀別所下	加賀別所入口	島根小学校前	島根小学校	島根中学校前	旧島根支所前	JA島根前	新津集会所前	マリンプラザ前	JF加賀出張所前	北垣	垣の内	マリンゲート前	マリン保育所入口	小具	大碕神社前	大芦	JF大芦出張所前	榆木	海鳥	海鳥上	山陰家庭学院前	大芦別所	大芦別所入口	垣の内	山陰家庭学院入口	上講武入口	山奥公民館前	小倉	西持田	和田	竹崎団地入口	嵩見団地入口	大内谷	川津
運行時分	6:14	6:16	6:18	6:23	6:23	6:24	6:26	–	–	–	6:29	6:30	6:31	6:32	–	6:33	6:39	6:46	6:46	6:47	6:49	6:49	–	6:50	6:51	6:51	6:52	6:52	6:53	6:55	–	6:55	6:56	6:57	6:57	6:58	6:58	6:59	–	–	–	–	–	7:04	7:05	7:09	7:10	7:12	7:13	7:14	7:14	7:15	7:16	7:20
	6:40	6:42	6:44	6:49	6:49	6:50	6:52	–	–	–	6:55	6:56	6:57	6:58	–	6:59	7:05	7:12	7:12	7:13	7:15	7:15	–	7:16	7:17	7:17	7:18	7:18	7:19	7:21	–	7:21	7:22	7:23	7:23	7:24	7:24	7:25	–	–	–	–	–	7:30	7:31	7:35	7:36	7:38	7:39	7:40	7:40	7:41	7:44	7:50
	–	–	–	7:25	7:25	7:26	7:28	7:35	7:37	7:39	7:40	7:41	7:42	7:43	–	7:44	7:50	7:57	7:57	7:58	8:00	8:00	8:02	8:03	8:04	8:04	8:05	8:05	8:06	8:08	8:10	8:11	8:12	8:13	8:13	8:14	8:14	8:15	8:18	8:18	8:22	8:23	8:24	–	–	8:28	8:29	8:31	8:32	8:33	8:33	8:34	8:37	8:43
	8:45	8:47	8:49	8:54	8:54	8:55	8:57	–	–	–	9:00	9:01	9:02	9:03	9:03	9:04	9:10	9:17	9:17	9:18	9:20	9:20	–	9:21	9:22	9:22	9:23	9:23	9:24	9:26	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	9:28	9:29	9:33	9:34	9:36	9:37	9:38	9:38	9:39	9:40	9:44
	–	–	–	9:20	9:20	9:21	9:23	9:30	9:32	9:34	9:35	9:36	9:37	9:38	9:38	9:39	–	–	–	–	–	9:44	–	9:45	9:46	9:46	9:47	9:47	9:48	9:50	9:52	9:53	9:54	9:55	9:55	9:56	9:56	9:57	10:00	10:00	10:04	10:05	10:06	–	–	10:10	10:11	10:13	10:14	10:15	10:15	10:16	10:17	10:21
	10:40	10:42	10:44	10:49	10:49	10:50	10:52	–	–	–	10:55	10:56	10:57	10:58	10:58	10:59	11:05	11:12	11:12	11:13	11:15	11:15	–	11:16	11:17	11:17	11:18	11:18	11:19	11:21	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	11:23	11:24	11:28	11:29	11:31	11:32	11:33	11:33	11:34	11:35	11:39
	–	–	–	12:00	12:00	12:01	12:03	12:10	12:12	12:14	12:15	12:16	12:17	12:18	12:18	12:19	–	–	–	–	–	12:24	–	12:25	12:26	12:26	12:27	12:27	12:28	12:30	12:32	12:33	12:34	12:35	12:35	12:36	12:36	12:37	12:40	12:40	12:44	12:45	12:46	–	–	12:50	12:51	12:53	12:54	12:55	12:55	12:56	12:57	13:01
	13:20	13:22	13:24	13:29	13:29	13:30	13:32	–	–	–	13:35	13:36	13:37	13:38	–	13:39	13:45	13:52	13:52	13:53	13:55	13:55	–	13:56	13:57	13:57	13:58	13:58	13:59	14:01	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	14:03	14:04	14:08	14:09	14:11	14:12	14:13	14:13	14:14	14:15	14:19
	–	–	–	14:45	14:45	14:46	14:48	14:55	14:57	14:59	15:00	15:01	15:02	15:03	–	15:04	15:10	15:17	15:17	15:18	15:20	15:20	–	15:21	15:22	15:22	15:23	15:23	15:24	15:26	15:28	15:29	15:30	15:31	15:31	15:32	15:32	15:33	15:36	15:36	15:40	15:41	15:42	–	–	15:46	15:47	15:49	15:50	15:51	15:51	15:52	15:53	15:57
	–	–	–	15:50	15:50	15:51	15:53	16:00	16:02	16:04	16:05	16:06	16:07	16:08	–	16:09	16:15	16:22	16:22	16:23	16:25	16:25	–	16:26	16:27	16:27	16:28	16:28	16:29	16:31	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	16:33	16:34	16:38	16:39	16:41	16:42	16:43	16:43	16:44	16:45	16:49
	16:20	16:22	16:24	16:29	16:29	16:30	16:32	–	–	–	16:35	16:36	16:37	16:38	–	16:39	–	–	–	–	–	16:44	–	16:45	16:46	16:46	16:47	16:47	16:48	16:50	16:52	16:53	16:54	16:55	16:55	16:56	16:56	16:57	17:00	17:00	17:04	17:05	17:06	–	–	17:10	17:11	17:13	17:14	17:15	17:15	17:16	17:17	17:21
	–	–	–	17:34	17:34	17:35	17:37	17:44	17:46	17:48	17:49	17:50	17:51	17:52	–	17:53	17:59	18:06	18:06	18:07	18:09	18:09	–	18:10	18:11	18:11	18:12	18:12	18:13	18:15	–	18:15	18:16	18:17	18:17	18:18	18:18	18:19	–	–	–	–	–	18:24	18:25	18:29	18:30	18:32	18:33	18:34	18:34	18:35	18:36	18:40

※野波診療所前は、月・水のみ経由

● 野井・沖泊方面行

バス停	川津	大内谷	嵩見団地入口	竹崎団地入口	和田	西持田	小倉	山奥公民館前	上講武入口	山陰家庭学院入口	垣の内	大芦別所入口	大芦別所	山陰家庭学院前	海鳥上	海鳥	榆木	JF大芦出張所前	大芦浜	大碕神社前	小具	マリン保育所入口	マリンゲート前	垣の内	北垣	JF加賀出張所前	マリンプラザ前	新津集会所前	JA島根前	旧島根支所前	島根中学校前	島根小学校	島根小学校前	加賀別所入口	加賀別所下	加賀別所集会所前	加賀別所	佐波	釜屋橋	※野波診療所前	野波	代官家橋	野波海浜公園	花水樹	小波	多古	沖泊	瀬崎	雨谷入口	野井	JF野井出張所前	小波	多古	沖泊
運行時分	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8:00	8:01	8:01	8:02	8:02	8:03	8:04	8:06	8:07	8:09	8:10	8:10	8:11	8:11	8:12	–	8:13	8:13	8:15	8:17	8:18	8:23	8:29	–	8:30	8:31	8:32	8:33	8:34	8:36	8:38	–	–	–	–	–	–	–
	9:00	9:02	9:03	9:04	9:05	9:06	9:07	9:10	9:11	–	–	9:15	9:16	9:17	9:21	9:21	9:24	9:25	9:25	9:26	9:26	9:27	9:28	9:30	9:31	9:33	9:34	9:34	9:35	9:35	9:36	–	9:37	9:37	9:39	9:41	9:42	9:47	9:53	9:54	9:54	9:55	9:56	9:57	–	–	–	10:00	10:02	10:02	10:03	10:08	10:10	10:12
	10:40	10:42	10:43	10:44	10:45	10:46	10:47	10:50	10:51	10:55	10:56	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	10:58	11:00	11:01	11:01	11:02	11:02	11:03	–	11:04	11:04	11:06	11:08	11:09	11:14	11:20	11:21	11:21	11:22	11:23	11:24	11:25	11:27	11:29	11:36	11:38	11:38	11:39	–	–	–
	11:55	11:57	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:05	12:06	–	–	12:10	12:11	12:12	12:16	12:16	12:19	12:20	12:20	12:21	12:21	12:22	12:23	12:25	12:26	12:28	12:29	12:29	12:30	12:30	12:31	–	12:32	12:32	12:34	12:36	12:37	12:42	12:48	12:49	12:49	12:50	12:51	12:52	–	–	–	12:55	12:57	12:57	12:58	13:03	13:05	13:07
	13:15	13:17	13:18	13:19	13:20	13:21	13:22	13:25	13:26	–	–	13:30	13:31	13:32	13:36	13:36	13:39	13:40	13:40	13:41	13:41	13:42	13:43	13:45	13:46	13:48	13:49	13:49	13:50	13:50	13:51	–	13:52	–	–	–	–	–	13:57	–	13:58	13:59	14:00	14:01	14:02	14:04	14:06	14:13	14:15	14:15	14:16	–	–	–
	14:40	14:42	14:43	14:44	14:45	14:46	14:47	14:50	14:51	14:55	14:56	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	14:58	15:00	15:01	15:01	15:02	15:02	15:03	–	15:04	15:04	15:06	15:08	15:09	15:14	15:20	–	15:21	15:22	15:23	15:24	–	–	–	15:27	15:29	15:29	15:30	15:35	15:37	15:39
	16:10	16:12	16:13	16:14	16:15	16:16	16:17	16:20	16:21	–	–	16:25	16:26	16:27	16:31	16:31	16:34	16:35	16:35	16:36	16:36	16:37	16:38	16:40	16:41	16:43	16:44	16:44	16:45	16:45	16:46	–	16:47	–	–	–	–	–	16:52	–	16:53	16:54	16:55	16:56	16:57	16:59	17:01	17:08	17:10	17:10	17:11	–	–	–
	17:35	17:38	17:39	17:40	17:41	17:42	17:43	17:46	17:47	17:51	17:52	–	–	–	–	–	17:58	17:59	17:59	18:00	18:00	18:01	18:02	–	18:02	18:04	18:05	18:05	18:06	18:06	18:07	–	18:08	18:08	18:10	18:12	18:13	18:18	18:24	–	18:25	18:26	18:27	18:28	–	–	–	18:31	18:33	18:33	18:34	18:39	18:41	18:43
	18:30	18:32	18:33	18:34	18:35	18:36	18:37	18:40	18:41	18:45	18:46	–	–	–	–	–	18:52	18:53	18:53	18:54	18:54	18:55	18:56	–	18:56	18:58	18:59	18:59	19:00	19:00	19:01	–	19:02	19:02	19:04	19:06	19:07	19:12	19:18	–	19:19	19:20	19:21	19:22	19:23	19:25	19:27	19:34	19:36	19:36	19:37	–	–	–
	19:40	19:42	19:43	19:44	19:45	19:46	19:47	19:50	19:51	19:55	19:56	–	–	–	–	–	20:02	20:03	20:03	20:04	20:04	20:05	20:06	–	20:06	20:08	20:09	20:09	20:10	20:10	20:11	–	20:12	20:12	20:14	20:16	20:17	20:22	20:28	–	20:29	20:30	20:31	20:32	20:33	20:35	20:37	20:44	20:46	20:46	20:47	–	–	–
	20:10	20:12	20:13	20:14	20:15	20:16	20:17	20:20	20:21	20:25	20:26	–	–	–	–	–	20:32	20:33	20:33	20:34	20:34	20:35	20:36	–	20:36	20:38	20:39	20:39	20:40	20:40	20:41	–	20:42	20:42	20:44	20:46	20:47	20:52	20:58	–	20:59	21:00	21:01	21:02	–	–	–	21:05	21:07	21:07	21:08	21:13	21:15	21:17

※野波診療所前は、月・水のみ経由

島根コミュニティバス時刻表

令和8年4月1日改正

【土日祝運行】

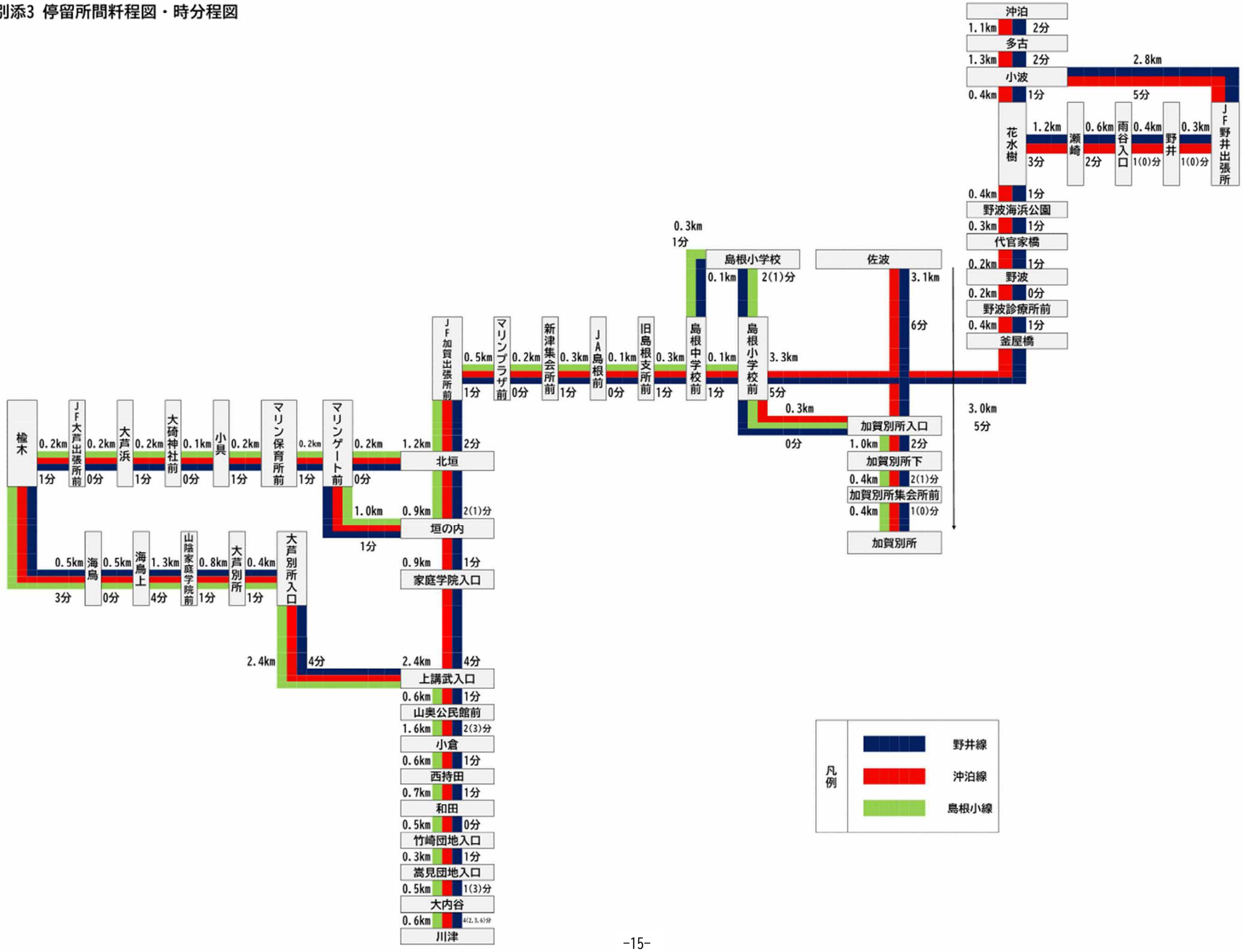
● 川津方面行

バス停	沖泊	多古	小波	JF野井出張所前	野井	雨谷入口	瀬崎	沖泊	多古	小波	花水樹	野波海浜公園	代官家橋	野波	野波診療所前	釜屋橋	佐波	加賀別所	加賀別所集会所前	加賀別所下	加賀別所入口	島根小学校前	島根小学校	島根中学校前	旧島根支所前	JA島根前	新津集会所前	マリンプラザ前	JF加賀出張所前	北垣	垣の内	マリンゲート前	マリン保育所入口	小具	大碕神社前	大芦浜	JF大芦出張所前	檜木	海鳥	海上	山陰家庭学院前	大芦別所	大芦別所入口	垣の内	山陰家庭学院入口	上講武入口	山奥公民館前	小倉	西持田	和田	竹崎団地入口	嵩見団地入口	大内	川津
運行時分	6:40	6:42	6:44	6:49	6:49	6:50	6:52	–	–	–	6:55	6:56	6:57	6:58	–	6:59	7:05	7:12	7:12	7:13	7:15	7:15	–	7:16	7:17	7:17	7:18	7:18	7:19	7:21	–	7:21	7:22	7:23	7:23	7:24	7:24	7:25	–	–	–	–	–	7:30	7:31	7:35	7:36	7:38	7:39	7:40	7:40	7:41	7:44	7:50
	–	–	–	7:40	7:40	7:41	7:43	7:50	7:52	7:54	7:55	7:56	7:57	7:58	–	7:59	8:05	8:12	8:12	8:13	8:15	8:15	–	8:16	8:17	8:17	8:18	8:18	8:19	8:21	8:23	8:24	8:25	8:26	8:26	8:27	8:27	8:28	8:31	8:31	8:35	8:36	8:37	–	–	8:41	8:42	8:44	8:45	8:46	8:46	8:47	8:48	8:52
	10:20	10:22	10:24	10:29	10:29	10:30	10:32	–	–	–	10:35	10:36	10:37	10:38	–	10:39	10:45	10:52	10:52	10:53	10:55	10:55	–	10:56	10:57	10:57	10:58	10:58	10:59	11:01	11:03	11:04	11:05	11:06	11:06	11:07	11:07	11:08	11:11	11:11	11:15	11:16	11:17	–	–	11:21	11:22	11:24	11:25	11:26	11:26	11:27	11:28	11:32
	–	–	–	11:45	11:45	11:46	11:48	–	–	–	11:51	11:52	11:53	11:54	–	11:55	12:01	12:08	12:08	12:09	12:11	12:11	–	12:12	12:13	12:13	12:14	12:14	12:15	12:17	12:19	12:20	12:21	12:22	12:22	12:23	12:23	12:24	12:27	12:27	12:31	12:32	12:33	–	–	12:37	12:38	12:40	12:41	12:42	12:42	12:43	12:44	12:48
	14:20	14:22	14:24	14:29	14:29	14:30	14:32	–	–	–	14:35	14:36	14:37	14:38	–	14:39	14:45	14:52	14:52	14:53	14:55	14:55	–	14:56	14:57	14:57	14:58	14:58	14:59	15:01	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	15:03	15:04	15:08	15:09	15:11	15:12	15:13	15:13	15:14	15:15	15:19
	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	16:45	16:45	16:46	16:47	16:47	16:48	16:48	16:49	16:51	16:53	16:54	16:55	16:56	16:56	16:57	16:57	16:58	17:01	17:01	17:05	17:06	17:07	–	–	17:11	17:12	17:14	17:15	17:16	17:16	17:17	17:18	17:22

● 野井・沖泊方面行

バス停	川津	大内	嵩見団地入口	竹崎団地入口	和田	西持田	小倉	山奥公民館前	上講武入口	山陰家庭学院入口	垣の内	大芦別所入口	大芦別所	山陰家庭学院前	海上	海鳥	檜木	JF大芦出張所前	大芦浜	大碕神社前	小具	マリン保育所入口	マリンゲート前	垣の内	北垣	JF加賀出張所前	マリンプラザ前	新津集会所前	JA島根前	旧島根支所前	島根中学校前	島根小学校	島根小学校前	加賀別所入口	加賀別所	加賀別所下	加賀別所集会所前	加賀別所	佐波	釜屋橋	野波診療所前	野波	代官家橋	野波海浜公園	花水樹	小波	多古	沖泊	瀬崎	雨谷入口	野井	JF野井出張所前	小波	多古	沖泊
運行時分	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	8:10	–	–	–	–	–	8:15	8:16	8:16	8:17	8:17	8:18	8:19	–	8:19	8:21	8:22	8:22	8:23	8:23	8:24	–	8:25	8:25	8:27	8:29	8:30	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	9:00	9:02	9:03	9:04	9:05	9:06	9:07	9:10	9:11	–	–	9:15	9:16	9:17	9:21	9:21	9:24	9:25	9:25	9:26	9:26	9:27	9:28	9:30	9:31	9:33	9:34	9:34	9:35	9:35	9:36	–	9:37	–	–	–	–	–	9:42	–	9:43	9:44	9:45	9:46	–	–	–	9:49	9:51	9:51	9:52	9:57	9:59	10:01
	11:55	11:57	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:05	12:06	12:10	12:11	檜木・大芦別所方面は「垣の内」12:19分「川津行」に乗り換え（8分の待合せ）												12:13	12:15	12:16	12:16	12:17	12:17	12:18	–	12:19	12:19	12:21	12:23	12:24	12:29	12:35	–	12:36	12:37	12:38	12:39	12:40	12:42	12:44	12:51	12:53	12:53	12:54	–	–	–
	13:00	13:02	13:03	13:04	13:05	13:06	13:07	13:10	13:11	–	–	13:15	13:16	13:17	13:21	13:21	13:24	13:25	13:25	13:26	13:26	13:27	13:28	13:30	13:31	13:33	13:34	13:34	13:35	13:35	13:36	–	13:37	13:37	13:39	13:41	13:42	13:47	13:53	–	13:54	13:55	13:56	13:57	–	–	–	14:00	14:02	14:02	14:03	14:08	14:10	14:12
	15:30	15:32	15:33	15:34	15:35	15:36	15:37	15:40	15:41	15:45	15:46	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	15:48	15:50	15:51	15:51	15:52	15:52	15:53	–	15:54	15:54	15:56	15:58	15:59	16:04	16:10	–	16:11	16:12	16:13	16:14	16:15	16:17	16:19	16:26	16:28	16:28	16:29	–	–	–
	17:35	17:37	17:38	17:39	17:40	17:41	17:42	17:45	17:46	17:50	17:51	–	–	–	–	–	17:56	17:57	17:57	17:58	17:58	17:59	18:00	–	18:00	18:02	18:03	18:03	18:04	18:04	18:05	–	18:06	18:06	18:08	18:10	18:11	18:16	18:22	–	18:23	18:24	18:25	18:26	–	–	–	18:29	18:31	18:31	18:32	18:37	18:39	18:41

別添3 停留所間粁程図・時分程図



別添4 島根コミュニティバス運行系統及び運行便数

【沖　泊　線】

路線名	系統番号	起点	経過地	終点	往復の別	キロ程	運行便数（1日当り）		運行キロ（1日当り）	
							平日	土日祝	平日	土日祝
沖泊線	1	沖　泊	野井・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ前・マリンゲート前・楡木・垣の内・上講武入口・西持田	川津	往	31.9	2	1	63.8	31.9
		川　津	西持田・上講武入口・垣の内・楡木・マリンゲート前・マリンプラザ前・加賀別所・佐波・野波・野井	沖泊	復		2	1	63.8	31.9
	2	沖　泊	野井・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ前・垣の内・上講武入口・西持田	川津	往	29.4	1	1	29.4	29.4
		川　津	西持田・上講武入口・垣の内・マリンプラザ前・加賀別所・佐波・野波・野井	沖泊	復		1	0	29.4	0.0
	3	沖泊	野井・野波・野波診療所前・佐波・加賀別所・マリンプラザ前・垣の内・上講武入口・西持田	川津	往	29.8	2	0	59.6	0.0
	4	沖泊	野井・野波・マリンプラザ前・垣の内・マリンゲート前・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	川津	往	29.2	1	0	29.2	0.0
		川津	西持田・上講武入口・大芦別所・楡木・マリンゲート前・垣の内・マリンプラザ前・野波・野井	沖泊	往		0	1	0.0	29.2
	5	沖泊	野井・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ前・垣の内・マリンゲート前・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	川津	往	34.1	0	1	0.0	34.1
	6	川津	西持田・上講武入口・大芦別所・楡木・マリンゲート前・垣の内・マリンプラザ前・加賀別所・佐波・野波診療所前・野波・野井	沖泊	復	34.3	2	0	68.6	0.0
	7	川津	西持田・上講武入口・大芦別所・楡木・マリンゲート前・垣の内・マリンプラザ前・加賀別所・佐波・野波・野井	沖泊	復	34.1	0	1	0.0	34.1
	8	楡木	マリンゲート前・垣の内・マリンプラザ前・加賀別所・佐波・野波	沖泊	復	17.8	1	0	17.8	0.0
小計							12	6	361.6	190.6

【野　井　線】

路線名	系統番号	起点	経過地	終点	往復の別	キロ程	運行便数（1日当り）		運行キロ（1日当り）	
							平日	土日祝	平日	土日祝
野井線	1	JF野井出張所前	沖泊・野波・野波診療所前・マリンプラザ前・垣の内・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	川津	往	29.6	2	0	59.2	0.0
	2	川津	西持田・上講武入口・大芦別所・楡木・マリンゲート前・垣の内・マリンプラザ前・野波・沖泊	JF野井出張所前	復	29.2	2	0	58.4	0.0
	3	JF野井出張所前	沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ前・垣の内・上講武入口・西持田	川津	往	29.5	1	0	29.5	0.0
	4	川津	西持田・上講武入口・垣の内・マリンプラザ前・加賀別所・佐波・野波診療所前・野波・沖泊	JF野井出張所前	復	29.8	1	0	29.8	0.0
	5	JF野井出張所前	沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ前・マリンゲート前・楡木・垣の内・上講武入口・西持田	川津	往	32.0	1	0	32.0	0.0
		川津	西持田・上講武入口・垣の内・楡木・マリンゲート前・マリンプラザ前・加賀別所・佐波・野波・沖泊	JF野井出張所前	復		2	0	64.0	0.0
	6	JF野井出張所前	沖泊・野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ前・垣の内・マリンゲート前・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	川津	往	33.2	1	1	33.2	33.2
	7	川津	西持田・上講武入口・垣の内・マリンプラザ前・加賀別所・佐波・野波・沖泊	JF野井出張所前	復	29.5	0	2	0.0	59.0
	8	JF野井出張所前	沖泊・野波・佐波・加賀別所・島根小・マリンプラザ前・垣の内・マリンゲート前・・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	川津	往	34.5	1	0	34.5	0.0
	9	JF野井出張所前	野波・佐波・加賀別所・マリンプラザ前・垣の内・マリンゲート前・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	川津	往	28.9	0	1	0.0	28.9
小計							11	4	340.6	121.1

【島　根　小　線】

路線名	系統番号	起点	経過地	終点	往復の別	キロ程	運行便数（1日当り）		運行キロ（1日当り）	
							平日	土日祝	平日	土日祝
島根小線	1	島根小学校前	島根小学校・マリンプラザ前・垣の内・マリンゲート前・楡木・大芦別所・上講武入口・西持田	川津	往	17.3	0	1	0.0	17.3
	2	垣の内	楡木・マリンゲート前・マリンプラザ前	加賀別所	復	8.2	0	1	0.0	8.2
小計							0	2	0.0	25.5

別添５ 運行予定表

令和９年度

４月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

平日	21 日	土	4 日
平日祝	1 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

５月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平日	18 日	土	5 日
平日祝	3 日	日	5 日
土祝	日	盆・年末	日

６月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

平日	22 日	土	4 日
平日祝	0 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

７月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平日	21 日	土	5 日
平日祝	1 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

８月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

平日	20 日	土	3 日
平日祝	1 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	3 日

９月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

平日	20 日	土	4 日
平日祝	2 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

１０月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

平日	20 日	土	5 日
平日祝	1 日	日	5 日
土祝	日	盆・年末	日

１１月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

平日	20 日	土	4 日
平日祝	2 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

１２月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

平日	21 日	土	4 日
平日祝	0 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	2 日

１月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平日	19 日	土	4 日
平日祝	1 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	3 日

２月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29				

平日	19 日	土	4 日
平日祝	2 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

３月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

平日	22 日	土	4 日
平日祝	1 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

平日	243 日	土	50 日	年末	2 日
平日祝	15 日	日	50 日	正月	3 日
土祝	0 日	盆	3 日	合計	366 日

運行日 366 日

平日運行 243 日

土曜日（運行） 50 日

日曜日（運行） 50 日

祝　日（運行） 15 日

年末年始、盆
運行 8　運休 0

令和10年度

4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

平日	20 日	土	5 日
平日祝	日	日	5 日
土祝	日	盆・年末	日

5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平日	20 日	土	4 日
平日祝	3 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

平日	22 日	土	4 日
平日祝	0 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平日	20 日	土	5 日
平日祝	1 日	日	5 日
土祝	日	盆・年末	日

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

平日	20 日	土	4 日
平日祝	1 日	日	3 日
土祝	日	盆・年末	3 日

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

平日	19 日	土	5 日
平日祝	2 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

１０月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

平日	21 日	土	4 日
平日祝	1 日	日	5 日
土祝	日	盆・年末	日

１１月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

平日	20 日	土	4 日
平日祝	2 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

１２月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

平日	21 日	土	4 日
平日祝	0 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	2 日

１月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平日	19 日	土	4 日
平日祝	1 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	3 日

２月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

平日	18 日	土	4 日
平日祝	2 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

３月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平日	21 日	土	5 日
平日祝	1 日	日	4 日
土祝	日	盆・年末	日

平日	241 日	土	52 日	年末	2 日
平日祝	14 日	日	50 日	正月	3 日
土祝	0 日	盆	3 日	合計	365 日

運行日 365 日

平日運行 241 日

土曜日（運行） 52 日

日曜日（運行） 50 日

祝　日（運行） 14 日

年末年始、盆 運行 8 運休 0

別添６　料金の取り扱いについて

1　徴収すべき料金

（1）松江市（島根）コミュニティバスの利用者から徴収すべき料金は次のとおりとする。

1）料金

									川津
								大内谷	250
							嵩見団地入口	250	250
						竹崎団地入口	250	250	250
					和田	250	250	250	250
				西持田	250	250	250	250	250
			小倉	250	250	250	250	250	300
		山奥公民館	250	250	300	300	300	300	350
	上講武入口	250	250	250	300	300	300	350	400
家庭学院入口大芦別所入口	250	300	350	400	450	450	450	500	500
その他島根町内	200	300	300	400	400	500	500	500	500	550

備考

1　「その他島根町内」とは、家庭学院入口及び大芦別所入口以外の島根町内の停留所をいい、その停留所は、規則で定める。

2　その他島根町内の停留所で乗車し、かつ、降車した場合の料金は、乗降１回につき 200 円とする。

3　小人料金は、大人料金（表に掲げる額をいう。）の半額とし、料金計算上生じた端数は、10 円単位に四捨五入する。

4　幼児料金は、小人料金とする。ただし、大人又は小人の同伴者１名につき幼児１名は無料とする。

5　乳児料金は、無料とする。

2）回数券料金

区分	料金
300 円券（13 枚つづり）	3,000 円
200 円券（13 枚つづり）	2,000 円
150 円券（13 枚つづり）	1,500 円
100 円券（13 枚つづり）	1,000 円

3）定期券料金

種別		料金
普通定期券	1 箇月	大人定額料金×30×2×0.5
	3 箇月	1 箇月普通定期券料金×3×0.95
	6 箇月	1 箇月普通定期券料金×6×0.9
小人定期券	1 箇月	小人定額料金×30×2×0.5
	3 箇月	1 箇月小人定期券料金×3×0.95
	6 箇月	1 箇月小人定期券料金×6×0.9
学期定期券	3 箇月以上	（普通又は小人 3 箇月定期券料金）＋（大人又は小人定額料金×端数日数×2×0.5×0.95）
	3 箇月未満	（普通又は小人 1 箇月定期券料金）＋（大人又は小人定額料金×端数日数×2×0.5）
片道定期券	上記券種別毎に適用	各種別定期券料金に 2 分の 1 を乗じて得た料金

(2) 普通定期券は、一般の旅客（(3)に定める者を除く。）に対して発行する。

(3) 小人定期券は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、義務教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び市長がこれと同等と認める施設に通学又は通園するため乗車する高校生以下で学校長又は当該施設長の証明書を提出した者に対して発行する。

(4) 料金計算上生じた端数は、10 円単位に四捨五入する。

(5) 定期券の用紙及び回数券は、事業者からの申し出により必要な数を市が事業者に支給する。

2 料金の減額

(1) 下表左欄に掲げる者が、コミュニティバスの料金を支払う際に同表中欄に掲げる書類等を提示した場合同表右欄に掲げる額を減額する。なお、料金計算上生じた端数は、10 円単位に四捨五入する。

減額の適用を受けるための資格等	証する書類等	減額する額	
		定額料金	定期券料金
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人	身体障害者手帳	1/2	1/2
昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知による療育手帳の交付を受けている者及びその介護人	療育手帳		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人	精神障害者保健福祉手帳		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者及びその介護人	被爆者健康手帳		
戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護人	戦傷病者手帳		
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の適用を受けている者及びその付添人	児童福祉法適用施設の発行する所定の料金割引証		